

公益社団法人富山県サッカー協会 通報相談窓口運用規則

(目的)

第1条 公益社団法人富山県サッカー協会（以下「本協会」という。）は、本協会の定める「通報窓口規程」に基づき設置した「通報窓口」の運用の方法等について、「通報相談窓口運用規則」（以下、「本規則」という。）を定める。

(対象者)

第2条 本規則の対象者となる者（以下「役職員、登録者等」という。）は、本協会通報相談窓口規程第2条に定める団体及び個人とする。

(通報窓口)

第3条 通報窓口はコンプライアンス委員会とする。

2 前条に掲げる対象者は、FAX、電子メール等書面により通報を行うことができる。

(通報の対象行為)

第4条 通報の対象行為は、本協会倫理規範第3条、就業規則、その他の規則、個別に定める服務等に関する契約事項等への違反行為とする。

(通報者の責務)

第5条 通報者は、通報窓口の利用にあたり、意図して個人に関する根拠のない誹謗中傷や虚偽の事実を申し述べてはならない。

(通報窓口の担当者等の責務)

第6条 通報窓口の担当者は、法規範並びに本協会の諸規程、指示、指令、命令、決定及び裁定に基づき、誠実に対応するよう努めなければならない。

(通報の受付)

第7条 通報窓口は、実名及び匿名のいずれの通報も受け付けるものとする。

2 通報窓口は、意図した個人に関する根拠のない誹謗中傷や虚偽の事実に基づく主張は受け付けない。

(通報内容の記録・保管)

第8条 通報窓口の担当者は、通報者の氏名（匿名の場合を除く。）、通報の経緯、内容及び証拠等を、部署内において記録・保管しなければならない。

(通報者および当事者の個人情報の保護)

第9条 通報窓口の担当者、担当者から調査を依頼された者、その他情報を知り得た者は、通報者および当事者の個人情報に関して秘密を保持しなければならないが、通報者および当事者の同意がない限り、(削除 当事者の) 個人情報を開示してはならない。

2 本協会の役職員等は、通報窓口の担当者及び調査を依頼された者等に対し、当事者の個人情報を開示するよう求めてはならない。

(通報窓口の外部委託)

第 10 条 本協会は、外部専門企業や法律事務所に第 7 条及び第 8 条に定める業務を委託することができる。

2 外部に通報窓口を設置する場合、本協会は通報者、当事者等の個人情報取扱、廃棄等各種の取り決めを契約時に行い、その管理を厳密に行う。

(通報に基づく調査)

第 11 条 通報窓口の担当者は、原則として通報を受けた日から 20 日以内に調査を行う旨の通知を通報者に対して行う。ただし、正当な理由がある場合又は匿名の通報で通報者が特定できない場合はこの限りではない。

2 通報窓口の担当者は、通報に基づき公正かつ公平に調査を行う。

3 通報に基づく調査において、通報の対象となった者は、公正な聴聞及び弁明の機会が与えられるものとする。

4 役職員、登録者等は、通報に基づく調査に対して積極的に協力し、知り得た事実について忠実に真実を述べなければならない。

(調査の方法)

第 12 条 通報窓口の担当者は、通報者の氏名を除く通報内容を、速やかに専務理事に報告するものとする。また、通報内容について速やかに調査し、その調査結果を専務理事に報告するものとする。

2 通報内容については、原則としてコンプライアンス委員会の通報窓口の担当者が調査する。ただし、必要と判断した場合、本協会の他の部署又は弁護士に当該調査を依頼することができるものとする。

(他の団体への調査依頼)

第 13 条 前条の定めに関わらず、本協会以外の団体において通報内容を扱うことが相当と判断した場合は、通報窓口の担当者は、通報の調査及び是正措置等を当該団体に依頼することができる。

2 本協会以外の団体において通報の調査等を実施する場合、通報窓口の担当者はその旨を速やかに通報者及び専務理事に報告するものとする。

(他団体からの調査結果の報告)

第 14 条 調査を依頼された団体は、調査結果を速やかに通報窓口の担当者に報告する。この場合において、通報対象者の個人情報の取り扱いは、厳密に行うものとする。

2 調査を依頼された団体から調査結果について報告を受けた通報窓口の担当者は、通報者に対してその旨を報告するものとする。

(調査結果に基づく対応)

第 15 条 専務理事は調査結果に基づき、必要と判断する場合は、懲戒処分、刑事告発、再発防止措置等の必要な措置を講じるものとする。

2 専務理事は通報窓口の状況について、定期的に会長に報告するものとする。

3 通報者が当該調査対象である違反行為に関与していた場合、当事者である当該通報者が通報を行ったことを斟酌し、当該通報者に対する懲戒処分を軽減することができる。

4 調査結果及び対応概要(ただし、通報者の氏名を除く。)は、必要と判断した場合に、理事会に報告することができる。

(不利益な取り扱いの禁止)

第 16 条 役職員、登録者等は、通報者が通報窓口に通報したことを理由として、通報者に対して以下に定める不利益な取り扱いを行ってはならない。

- (1) 解雇、降格、減給等の懲戒処分又は不利益な配置転換等の人事上の措置
- (2) 業務に従事させない、専ら雑務に従事させる等の事実上の制裁措置
- (3) 嫌がらせ

2 専務理事は、通報者が通報窓口に通報したことを理由として、当該通報者の職が悪化することのないよう、適切な措置を講じるものとする。

3 通報者に対して不利益な取り扱いを行う者（当該役職員等の上司、同僚等を含む）がいる場合は、専務理事は当該行為を中止させるとともに、諸規程に基づき当該行為者及びその所属長等への懲戒処分等を検討するものとする。

4 不利益な取り扱いにより通報者が異動を希望した場合、専務理事は会長と協議を行い、適切な対応を行うものとする。

(通報者が不利益な取り扱いを受けた場合の対応)

第 17 条 通報者が被通報者から不利益な取り扱いを受けた場合、当該通報者はその旨を速やかに通報窓口に通報するものとする。

(不利益な取り扱いが生じた場合の本協会の対応)

第 18 条 前条に定める通報があった場合、通報窓口担当者は速やかに専務理事に当該内容の報告を行う。

2 前項に定める報告を受けた場合、専務理事は速やかに通報窓口担当者に命じて事実関係の調査を行うものとする。

3 前項に定める調査の結果、通報者に対する不利益な取り扱いが確認された場合、専務理事は当該行為者への懲戒処分等を検討するものとする。

(懲罰等)

第 19 条 本規則への違反行為者は、社会の諸規範、本協会の諸規程等に則り、懲罰等を科されることがある。

(改廃)

第 20 条 本規則の改正は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

第 21 条 本規則は、2021年2月18日から施行する。